

一般社団法人 アグロメディカルフーズ研究機構 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人アグロメディカルフーズ研究機構と称し、英文では、Agro-Medical Foods Research Organization、略称「AMFO」と表示する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を静岡県沼津市に置く。

2 この法人は、理事会の決議を経て、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

(目的)

第3条 この法人は、アグロメディカルフーズ（以下「AMF」という。）に関する調査研究、情報の収集及び提供を行うとともに、AMFの研究の振興及び社会への普及に間する計画の立案及び事業の実施への支援等を行い、AMFの価値や機能を高め、社会に普及することにより、世界の人々の健康寿命の延伸と幸せの増進及び関連産業の振興による経済活性化に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) AMFに関する調査研究
- (2) AMFに関する情報の収集及び提供
- (3) AMFの研究の振興及び社会への普及に関する計画の立案及び調整
- (4) AMFに関する事業の実施への支援及び助言
- (5) AMFの研究推進や社会への普及に必要な関連事業
- (6) AMFに関する活動の支援及び交流促進
- (7) 前各号に関連する事業の他、この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、本邦及び海外において行うものとする。

(公告)

第5条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第2章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 AMFに関する研究又は事業を実施しており、この法人の目的に賛同し、その活動を支援するために入会した個人
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、その活動を賛助するために入会した団体

(入会)

第7条 会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

2 理事長は、前項の申し込みがあったときは、申込者の入会がこの法人の目的の遂行に資すると判断する場合に入会を認める。

3 理事長は、第1項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失そう宣言を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、理事会の決議により、これを除名することができる。

- (1) この定款又はその他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、決議の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費その他の抛出金品は、返還しない。

第2章 役員

(種別及び定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 5名以上 10名以内
- (2) 監事 1名以上 2名以内

2 理事のうち1名を一般法人法上の代表理事とし、その者を理事長とする。副理事長1名を置くことができる。

(選任等)

第 14 条 理事及び監事は、社員総会において選任する。

- 2 代表理事、理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 理事について、当該理事及びその配偶者又は三親等内の親族の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。
- 4 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(職務)

第 15 条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故等があったときは、理事長の職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会または理事会の決議に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを理事会又は総会に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、理事会又は総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

第 16 条 役員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 17 条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 18 条 役員が次の各号の一に該当する場合には、理事会の決議により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、決議の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第 19 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

第 4 章 総会

(構成)

第 20 条 総会は、正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般法人法上の社員総会とする。

(権能)

第 21 条 総会は、以下の事項について決議する。

(1) 定款の変更

(2) 解散、合併及び事業の全部譲渡

(3) 事業報告及び決算の承認

(4) 理事及び幹事の選任及び解任

(5) 前各号に定めるもののほか、一般法人法に規定する事項

(開催)

第 22 条 通常総会は、原則として毎年 1 回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め、召集の請求をしたとき。

(2) 監事が第 15 条第 4 項第 4 号の規定に基づいて招集するとき。

(3) 正会員総数の 5 分の 1 以上から総会の目的たる事項及び招集の理由を示して、総会の召集の請求が理事長にあったとき。

(招集)

第 23 条 総会は、前条第 2 項第 2 号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 項第 1 号及び第 23 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子メールにより、開催の日の少なくとも 1 週間前までに通知しなければならない。

(議長)

第 24 条 総会の議長は、理事長がこれにあたる。

(定足数)

第 25 条 総会の決議は、正会員総数の過半数が出席しなければ、開会しても決議等を有効とすることはできない。

(決議)

第 26 条 総会における決議事項は、第 23 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 27 条 各正会員の表決権は平等なものとする。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前 2 条の規定の適用については出席したものとみなす。

4 総会の決議について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の決議に加わることはできない。

(議事録)

第 28 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び決議の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人 2 名が、記名押印又は署名しなければならない。

第 5 章 理事会

(構成)

第 29 条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 30 条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を決議する。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 代表理事の選定及び解職

(4) その他総会の決議を要しない業務の執行に関する事項

(開催)

第 31 条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の 2 種とする。なお、理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することはできない。

2 通常理事会は、毎年 2 回開催する。

3 臨時理事会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の 2 分の 1 以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

(招集)

第 32 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 3 項第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内に理事会を招集しなければならない。

(議長)

第 33 条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

2 理事長に事故があるとき又は理事長が欠けた場合、出席理事の中から選出する。

(理事会の決議)

第 34 条 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 35 条 各理事の表決権は、平等なものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的記録をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第 1 項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の決議について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の決議に加わることができない。

(決議の省略)

第 36 条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、決議に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の表示をしたときは、その提案を可決する旨の知事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(議事録)

第 37 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）

- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び決議の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、代表理事及び監事が記名押印又は署名しなければならない。

第6章 資産

(構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 入会金及び会費
- (2) 寄付金品
- (3) 財産から生じる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(剰余金の分配の禁止)

第39条 この法人は、営利の追求を目的とせず、剰余金の分配は行わない。

(管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の決議を経て理事長が別に定める。

第7章 会計

(事業年度)

第41条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第42条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、理事会の決議を経て、総会に提出し、報告しなければならない。

(暫定予算)

第43条 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の決議を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に順次収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予算の追加及び更生)

第44条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の決議を経て、既定予算の追加又は更生をすることができる。

(事業報告及び決算)

第45条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支決算書等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受けた上で、理事

会の承認を経て、総会の決議を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第 46 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の決議を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 47 条 この法人の定款は、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による決議によって変更することができる。

(解散)

第 48 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする活動にかかる事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産

(残余財産の帰属)

第 49 条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、国若しくは地方公共団体に寄付するものとする。

第 9 章 事務局

(事務局の設置)

第 50 条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

(職員の任免)

第 51 条 事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

(組織及び運営)

第 52 条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

第 10 章 雑則

(細則)

第 53 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の決議を経て、理事長がこれを定める。

(法令の準拠)

第 54 条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。
理 事 吉川敏一、澁澤栄、岩本隼人、石原清史、神成淳司、和田智之
代表理事 吉川敏一
監 事 難波喬司
- 3 この法人の設立時の社員は、次のとおりとする。
設立時社員
 - 1 京都府宇治市菟道荒槇 1 番地の 51
吉川 敏一
 - 2 東京都府中市晴海町三丁目 11 番地の 30
澁澤 栄
 - 3 静岡県静岡市葵区西草深町 9 番 15-303 号
難波 喬司
- 4 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成 29 年 3 月 31 日までとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 41 条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成 29 年 3 月 31 日までとする。
- 6 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 42 条の規定にかかわらず、理事会の定めるところによる。
- 7 第 8 条の規定による、この法人の入会金及び会費は、次に掲げる額とする。
 - (1) 入会金
賛助会員 団体 1 口 50,000 円 (1 口以上)
 - (2) 年会費
正会員 個人 5,000 円
賛助会員 団体 1 口 50,000 円 (1 口以上)

平成 28 年 5 月 16 日 施行

平成 30 年 5 月 日 一部改正